令和７年介護サービス事業者集団指導

｢運営指導における主な指導事項等｣ナレーション原稿

**サービス名：「特定施設入居者生活介護」**

**第１スライド**

　｢特定施設入居者生活介護｣事業所の皆様こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者等の育成、支援を目的として行っており、いわゆる｢監査｣とは異なるものです。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後ともご協力をお願いいたします。

　さて、これからご説明する、｢主な指導事項｣は運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点、指導事項です。これらの問題点について具体的に詳しく見ていきます。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

まず「サービス提供の記録」についてです。

入浴が中止となった理由や清拭等の代替措置の記録を確認できない事例がありました。

提供したサービス内容等を適切に記録して下さい。

**第３スライド**

次に「身体的拘束等の適正化」についてです。

１として、継続している身体的拘束の必要性等について医師の所見を確認して下さい。

２として、継続している身体的拘束等は、その必要性について拘束の三要件である、切迫性、非代替性、一時性を踏まえて、他の方法等を含めて、十分検討を行って下さい。

３として、身体的拘束等適正化委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図って下

さい。

４として、すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録して下さい。

なお、「身体的拘束等の適正化」を含め、基準省令上開催が義務付けられている各委員会の結果や事故報告及びその改善策については、従業者に「周知徹底を図ること」が基準省令で定められています。

運営指導では職員への周知が不十分と思われる事例が散見されましたので、注意してください。

**第４スライド**

次に「特定施設サービス計画の作成」です。

１として、特定施設サービス計画は適切に更新して下さい。

２として、特定施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得て下さい。

３として、特定施設サービス計画を作成するときは、適切に利用者家族に説明して同意を得て下さい。あらかじめ電話等で同意を得ている場合は、その旨を記載しておいて下さい。

**第５スライド**

次に「業務継続計画の策定等」です。

すべての介護職員その他の従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録して下さい。

また、新規採用職員に対し、別に業務継続計画に係る研修を実施し、明確に記録して下さい。

**第６スライド**

次に「非常災害対策」です。

　１として、防火管理者変更に伴う消防計画を策定し、速やかに届出を行って下さい。

　２として、防災訓練は年２回実施し、そのうち１回は夜間想定として下さい。

　３として、消防設備点検の結果、不良箇所が判明した場合には、速やかに改善して下さい。

　４として、浸水想定区域における避難確保計画を作成し、従業者への周知と訓練を行って下さい。

**第７スライド**

次に「衛生管理等」です。

１として、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図って下さい。

２として、感染対策委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図って下さい。

３として、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備して下さい。

４として、新規採用職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し、明確に記録して下さい。

**第８スライド**

次に「事故発生時の対応」です。

　骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従って、市町村長及び県福祉事務所に事故報告等を提出して下さい。

**第９スライド**

　次に「虐待の防止」です。

　１として、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、すべての従業者に周知徹底を図って下さい。

　２として、虐待防止のための指針を整備して下さい。

　３として、虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いて下さい。

**第10スライド**

　次に「高齢者虐待防止措置未実施減算について」です。

　虐待防止のための措置を講じずに算定していた期間がありました。算定要件を満たしていないので、速やかに改善計画を福祉事務所に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を福祉事務所に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算して下さい。

**第11スライド(最終スライド)**

　最後に「夜間看護体制加算」です。

　重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることを明確にして下さい。

　以上が、運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。